



平成28年度与党税制改正の概要について (中小企業・小規模事業者関係税制)

平成28年税制改正大綱における、中小企業・小規模事業者に関する税制改正の概要が中小企業庁より発表されました。本稿では、特に注目すべきポイントについて紹介いたします。

詳細は中小企業庁ホームページに掲載されています。

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2015/151217ZeiseiKaisei.htm>

経済産業省全体の税制改正については、下記ホームページをご覧ください。

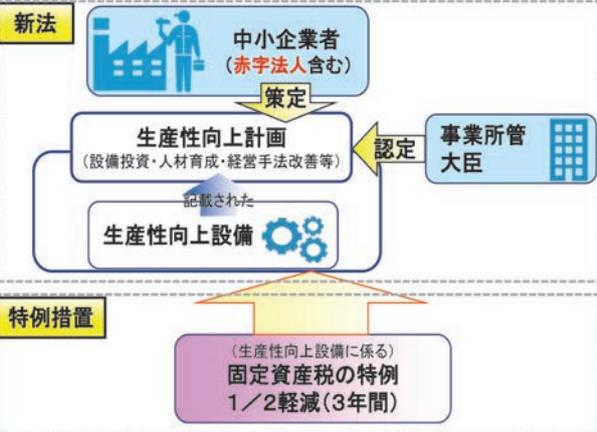
http://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2015/141230a/141230a.html

新たな機械装置の投資に係る固定資産税の特例 (固定資産税)

新設

- 中小企業が取得する**新規の機械装置**は、3年間、**固定資産税を1/2に軽減する措置**を創設。
- 史上初の**固定資産税での設備投資減税。**赤字中小企業にも大きな効果**あり。

適用期間 【適用期間：3年間（平成30年度末までの投資）】
※中小新法(P)の施行日以降に取得した資産が対象



対象設備の例



金属加工機械



ソフトウェア組込型(NC)複合加工機

特例対象・内容

【支援対象】

- 中小企業者が新法の**認定計画に基づき取得する新規の機械装置(新品)**
※中小企業者：資本金1億円以下等、大企業の子会社除く

➢ 生産性を高める機械装置が対象

- ※既存の設備投資減税(生産性向上設備投資減税)の支援要件
(①160万円以上、②生産性1%向上(10年以内に販売開始)、③最新モデル)から、**中小企業への配慮から、③最新モデル要件を除外。**

【特例】

- 固定資産税(税率1.4%)の課税標準を**3年間1/2に軽減**

H28年度 H29年度 H30年度 H31年度 H32年度 H33年度



※例：平成28年に取得した設備は、平成29年1月1日時点で所有する資産として申告され、平成29、30、31年度の3年間固定資産税を軽減。



中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

延長

(所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税)

○マイナンバーや消費税複数税率対応で事務負担増が集中する中小企業を支援するため、適用対象者を見直した上で、適用期限を2年延長する。

改正概要

【適用期間：2年間（平成29年度末まで）】

- 中小企業者が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入（即時償却）することを認める措置。
- 適用対象者から従業員1,000人超の法人を除外し、適用期限を2年延長する。



(注)20万円未満の減価償却資産であれば、3年間で毎年1/3ずつ損金算入することが可能。

中小法人の交際費課税の特例

(法人税、法人住民税、事業税)

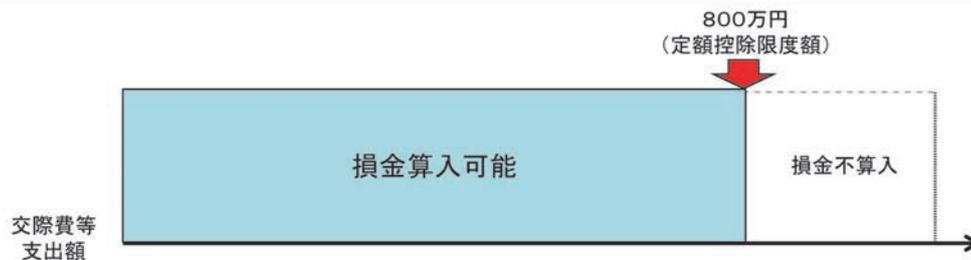
延長

○交際費は事業活動に不可欠な経費であり、販売促進手段に限られる中小法人を支援するため、適用期限を2年延長する。

改正概要

【適用期間：2年間（平成29年度末まで）】

- 法人が支出した交際費は、租税特別措置法により原則として損金不算入とされているが、中小法人については、特例として定額控除限度額(800万円)までの損金算入を認める措置。
- 本措置の適用期限を2年延長する。



「交際費等」とは、交際費、接待費、機密費その他の費用。
得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する、接待、応接、慰安、贈答その他これらに類する行為のための支出。

【参考】

- ・平成26年度税制改正で創設された、交際費等のうち接待飲食費の50%までを損金に算入することができる措置（大法人も適用可能）についても、適用期限を2年延長（平成29年度末まで）。
- ・中小法人については、定額控除限度額(800万円)までの損金算入との選択適用が可能。

法人実効税率の引下げ (法人税・法人住民税・法人事業税)

拡充

- 平成28年度に**29.97%**、平成30年度に**29.74%**まで税率引下げを決定。
 - － 3年連続で、**2%を超える税率引下げ**を実現(26年度:▲2.38%、27年度:▲2.51%、28年度:▲2.14%)
 - － 平成30年度には、**ドイツ並みの水準**を実現。
- 財源は、**経済に悪影響の少ないもの**に絞って対応。
 - ① 研究開発税制を堅持
 - ② 減価償却制度の定額法への一本化は、投資拡大に悪影響の少ない、建物附属設備・構築物に限定
 - ③ 設備投資減税は、縮減・廃止期限を明確化することで、期限内の設備投資を後押し(「やるなら今でしょ」)
 - ④ 外形標準課税の拡大は、中堅企業への配慮措置を拡充し、今後2年間、**現行制度より負担が拡大しない**ことを確保
中小企業に対する外形標準課税は、引き続き「慎重に検討」を行うこととする。
 - ⑤ 繰越欠損金の控除上限の引き上げは、**総枠を維持しつつ**、縮減を3年刻みに延長し、**激変緩和を強化**

改正概要

	現行	平成28年度	平成30年度
国の法人税率	23.9%	23.4%	23.2%
(参考)大法人向け法人事業税所得割 * 28年度までは、地方法人特別税を含む * 年800万円超所得分の標準税率	6.0%	3.6%	3.6%
(参考)国・地方の法人実効税率 <標準税率ベース※>	32.11%	29.97% (▲2.14%)	29.74% (▲2.37%)

※東京都ベースであれば、現行の法人実効税率は**33.06%**。

地方を訪れる外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充 (消費税、地方消費税)

拡充

- 「日本再興戦略」改訂2015において、「地方の免税店数を約6,600店(2015年4月現在)から、2017年に12,000店規模、2020年に20,000店規模へと増加させる」ことを目標と決定。
- 免税対象品目の拡大(2014年10月実施)、免税手続カウンター制度の導入(2015年4月実施)により地方における免税店は順調に拡大しているものの、新たに現場で発生している諸課題を迅速に解決する必要がある。

現行制度

【2014年改正】

免税対象品目の拡大等
これまで免税対象から除かれていた食品類、飲料類、薬品類、化粧品類等の消耗品を含め、全ての品目が免税対象となるとともに、必要書類等の様式を緩和。

【2015年改正】

免税手続の委託制度の創設等
商店街やショッピングセンター等において、各店舗の免税手続を第三者に委託することが可能となった

改正内容

- 免税対象金額引き下げによる地方の消費拡大
免税の対象となる、一般物品の最低購入金額を「10,000円超」から「5,000円以上」に引き下げる。(これに合わせ、消耗品の最低購入金額を「5,000円超」から「5,000円以上」に引き下げる。)
- 海外直送の手続の簡素化
免税購入物品を免税店から直接海外の自宅や空港等へ直送する場合の手続の簡素化を行う。
- 免税手続カウンター制度の利便性向上
商店街区内に所在するショッピングセンターの店舗が、商店街の組合員でなくとも、免税手続カウンターを活用し購入金額を合算することを可能とする。
- 購入者誓約書の電磁的記録による保管
免税品販売時に免税店が保管する購入者誓約書について、電磁的記録により保管することを可能とする。



課題例

地方においてよく売れている民芸品・伝統工芸品等は、少額な販売が多く、現行の最低購入金額である10,000円に満たないことが多い。

(例)地域の民芸品・伝統工芸品は単価が2,000～3,000円程度のもが多いため、最低購入金額が10,000円のままでは免税対象となるために多数の商品を購入する必要があり、そのため、免税による買い増しが起こりにくい。

バスポートに購入記録票等必要書類を貼り付ける必要があり、免税店での作業負担が大きい。



長期検討項目

- 免税手続の電子情報化に向けた検討
将来的な免税手続の電子情報化に向けて、引き続き検討する。

前述のほか、次の改正が行われます。

取引相場のない株式の評価方式に関する見直し（相続税、贈与税）

検討事項

- 上場企業の株価の上昇に伴い、中小企業の中には、業績に大きな変化のない状況下であっても、想定外に株価が高く評価されることにより、円滑な事業承継に影響を来す可能性が生じている。
- 上場会社のグローバル連結経営の進展や株価の急激な変動を踏まえ、取引相場のない株式の評価方式のあり方について、早急に検討を行う。

個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設等

（相続税、贈与税、所得税、個人住民税）

検討事項

- 個人事業者は需要の開拓や個人の能力の発揮、自立的で個性豊かな地域社会の形成に貢献する重要な存在であり、個人事業者の「事業の持続的な発展」のため、事業承継の円滑化が必要。
- 個人事業者の事業承継に係る税制上の措置については、既存の事業用の宅地についての特例措置のあり方を含め、引き続き総合的に検討する。

産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定自治体における登録免許税の軽減措置の拡充及び延長（登録免許税）

拡充・延長

- 産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定を受けた市区町村において、「特定創業支援事業」を受けた者への登録免許税の軽減措置について、株式会社だけでなく、合名・合資・合同会社の設立及び創業後5年未満の個人も利用可能とすることで地域の創業を後押しする。

欠損金の繰戻しによる還付制度の延長（法人税）

延長

- 欠損金が生じた場合、前年度に支払った法人税の繰戻還付を受けることができる措置。適用期限を2年延長。

保険会社等の異常危険準備金の延長（法人税・法人住民税・事業税）

延長

- 火災等共済組合及び火災共済協同組合連合会の財政基盤の強化を図り、今後の異常災害に備えるため、異常危険準備金の積立てに係る一定割合の損金算入を認める特例措置について、要件を見直した上で、適用期限を3年延長する。

事業再生ファンドに係る企業再生税制の特例の延長（法人税・法人住民税・事業税）

拡充・延長

- 2以上の金融機関等が出資した再生ファンドによる債権放棄の場合に適用される企業再生税制について、適用期限を3年延長する措置を講ずる。また、本特例の適用要件である添付書類への債権の買取価額の記載を不要とする措置を講ずる。